平成２４年（フ）第５２２号
静岡県浜松市中区泉１丁目15番８号　センチュリープラザ106、前住所静岡県浜松市中区松城町214番地の39　北41
債務者　稲垣　照子
1　決定年月日時　平成24年12月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月22日まで
5　免責審尋期日　平成25年２月22日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

破産手続廃止

平成２３年（フ）第６０６号
さいたま市岩槻区大字上野981番地の２
破産者　株式会社カネキュー
1　決定年月日　平成24年12月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第７１９号
埼玉県川口市飯塚２丁目６番18号
破産者　株式会社オー・テック
1　決定年月日　平成24年12月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第４９１号
鹿児島市東千石町５―12　キューブビル408、商業登記簿上の本店所在地鹿児島市東千石町２番13号天文館山王ビル３Ｆ
破産者　有限会社健康ふぁーむ
1　決定年月日　平成24年12月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２３年（フ）第９３号
栃木県那須塩原市弥生町３番20号
破産者　森　紀代子
1　決定年月日　平成24年12月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所大田原支部

平成２４年（フ）第２６９号
群馬県前橋市朝倉町３丁目40番地８　グリーンハイツ萩原Ａ―102号、開始決定時の住所群馬県高崎市小八木町2038番地７　第一ヨシダサンハイツ105号
破産者　主山　信子
1　決定年月日　平成24年12月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２４年（フ）第５号
千葉県南房総市白浜町白浜3509番地
破産者　嶋田　俊一
1　決定年月日　平成24年12月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所館山支部

平成２４年（フ）第３７号
新潟県燕市花見429番地３、前住所新潟県新潟市西蒲区押付149番地11
破産者　宇鉄勇紀夫
1　決定年月日　平成24年12月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
新潟地方裁判所三条支部

平成２４年（フ）第５４号
新潟県三条市南四日町３丁目７番３号
破産者　小林　裕子
1　決定年月日　平成24年12月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
新潟地方裁判所三条支部

平成２４年（フ）第６０号
新潟県三条市東三条１丁目５番21号
破産者　宮島美智子
1　決定年月日　平成24年12月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
新潟地方裁判所三条支部

平成２４年（フ）第２号
石川県能美市宮竹町161番地１
破産者　有限会社アムダック
1　決定年月日　平成24年12月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
金沢地方裁判所小松支部

平成２４年（フ）第１２８７号
名古屋市瑞穂区田辺通３丁目23番地
破産者　株式会社名邦エンジニア
1　決定年月日　平成24年12月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第６７号
三重県桑名市本町77番地
破産者　後藤　新祐
1　決定年月日　平成24年12月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２４年（フ）第１５２号
三重県四日市市下之宮町214番地１　シティハイツプラザ１―Ｂ、前住所三重県四日市市あかつき台２丁目１番地230
破産者　三木　昭生
1　決定年月日　平成24年12月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２４年（フ）第１５４号
三重県桑名市藤が丘７丁目1001番地　レジデンスＦＵＪＩＧＡＯＫＡ　Ａ101号室
破産者　加藤　伸也
1　決定年月日　平成24年12月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２４年（フ）第１４８１号
大阪市北区鶴野町４コープ野村Ａ棟522号室
破産者　株式会社ニューアプト
1　決定年月日　平成24年12月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１４８３号
大阪市平野区瓜破東２丁目11番11―1103号
破産者　有限会社ピーアンドシー
1　決定年月日　平成24年12月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第４０２９号
大阪府吹田市南金田２丁目19番30号
破産者　株式会社大和電研
1　決定年月日　平成24年12月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第４７４７号
大阪府大東市御領３丁目408の１
破産者　三国精工株式会社
1　決定年月日　平成24年12月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第４７５９号
大阪府東大阪市日下町４丁目４番52号
破産者　大伸電気通信株式会社
1　決定年月日　平成24年12月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第４８５９号
大阪府和泉市尾井町１丁目３番５―506号
破産者　有限会社ヨシ工業
1　決定年月日　平成24年12月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部